

電力受給契約に係る変更申込書

中国電力ネットワーク株式会社と締結している電力受給契約について、次のとおり変更を申し込みます。

【お申出者】

太枠内に必要事項をご記入ください。

フリガナ		ご連絡先	() -
ご氏名	様		
設備ID		ご契約番号	- -

【変更内容】(変更となる項目を○で囲んでください。)

① 名義等 変更	現名義		様	㊦	
	フリガナ				
	新名義 ^{※1}		様	㊦	
	ご連絡先	() -			
	変更理由	・事業譲渡 ・相続 ・その他 ()			
	当社送付書類の お知らせ先 (郵送先)	<input type="checkbox"/> 発電設備設置場所へ、新名義宛に送付 (以下の記入は不要)			
		住所	〒 -		
		宛名			
		ご連絡先	() -		
	登録番号 (インボイス) ^{※2}	T			
登録年月日:		年	月	日	

※1 FIT 認定の変更内容と同じ名義をご記入ください。

※2 消費税法に定める適格請求書発行事業者の登録に基づく番号 (適格請求書発行事業者ではない場合は記載不要)。

② 設備等 変更	発電設備出力 ^{※1} (変更後)	太陽電池出力 : kW (風力・水力発電機)	パワーコンディショナ出力 : kW
	同時最大受電電力 ^{※2} (変更後)	<input type="checkbox"/> 発電出力と同じ	<input type="checkbox"/> 発電出力と異なる kW
	その他発電設備 (変更後)	発電機等出力 : kW	インバータ出力 : kW

※1 発電設備等の定格発電出力。

※2 発電設備と中国電力NWが維持および運用する電力系統との受電地点における最大電力。

③ 振込先 口座	フリガナ										
	口座名義										
	金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	銀行 労働金庫 信用金庫 店 農協 信用組合 漁協 所									
		預金種別	1.普通(総合) 2.当座	口座番号 (右つめでご記入ください)	店番	口座番号 (右つめで記入ください)					
	ゆうちょ銀行	通帳記号					通帳番号 (右つめでご記入ください)				

ご記入いただきました情報につきましては、電力受給契約の締結・履行、電力設備の形成・保全に利用させていただきます。

(中国電力NW記入欄) 受付日: 年 月 日

課長 副長 担当

お申込みにあたって、特にご確認いただきたいこと（設備等変更のお申込みの場合）

本申込みによる設備変更にあたって、以下の主要な契約事項の内容についてあらかじめご了承ください、にチェックのご記入をお願いします。（チェックがない場合、お申込みをお受けできません。）

以下の各号のいずれかに該当したときは、本申込みは撤回されたものとし、本申込みにもとづく中国電力NWとの契約が既に成立している場合であっても、当該契約が中国電力NWによって解除されることに同意します。

- (1) 中国電力NWが定める支払期日までに工事費負担金または精算額を支払わない場合
- (2) 接続契約から相応の期間が経過してもなお経済産業大臣からの認定を取得しない場合、および認定の効力が無効となった場合
- (3) 受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると中国電力NWが認めた場合を除きます）
- (4) 中国電力NWが、本発電設備の出力の抑制を行うために必要な機器の設置、費用の負担その他必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、これに応じない場合
- (5) 再エネ特措法施行規則第14条（特定契約の締結を拒むことができる正当な理由）に該当する場合

発電設備等を変更される場合の中国電力NWへのお申込みについて

- (1) ご契約者さまが発電設備等を変更される場合*は、買取単価が変更となる場合がありますので、必ず所定の様式により中国電力NWへお申し込みください。

〔 ※発電設備等の変更：太陽光発電設備の増設・減設のほか、太陽電池やパワーコンディショナーの更新、太陽光発電設備以外の自家用発電設備や蓄電池等の併設・撤去など 〕

- (2) 発電設備等の変更が再エネ特措法に定める変更認定、事前変更届出または事後変更届出に該当する場合、あわせて当該変更について国へ申請または届出をしてください。

なお、本発電設備の内容が事業計画認定と相違している場合、中国電力NWは再エネ特措法にもとづく買取はできません。

- (3) 運転開始後に増設等を行い、増設部分と既設部分とを別設備として新たに認定を取得する場合で、既設設備と増設設備の発電量按分で発電量を算定する場合については、既存の受給電力量を計量するメーター（親メーター）とは別に、ご契約者さまにて既存設備および増設設備のそれぞれに子メーターの設置および保守（計量法に基づく取替を含みます）を実施していただきます。

この場合、それぞれの子メーターの検針については、中国電力NWが別に指定する検針日にご契約者さまで行っていただき、ご契約者さまは、その検針値をすみやかに中国電力NWに文書で通知していただきます。

また、このとき既設部分、増設部分ともに「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」が適用されるものとします。